

一、最新中国法令

● 国家外汇管理局关于印发《资本项目外汇业务指引（2024年版）》的通知

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发〔2024〕12号
 【发布日期】2024-04-12
 【实施日期】2024-05-06
 【内容提要】此次修订内容主要包括：

- 进一步细化和明确部分业务办理原则。如，新增境内企业在A股市场公开发行可转换公司债，外方股东参与认购业务办理情形等。
- 吸收最新法规及外汇行政许可等政策文件的成果，更新相关内容。如，新增跨境融资便利化外债签约登记和资本项目数字化业务相关内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0412/24226.html>

● 工业和信息化部关于开展增值电信业务扩大对外开放试点工作的通告

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工信部通信函〔2024〕107号
 【发布日期】2024-04-10
 【内容提要】工业和信息化部决定在北京、上海、海南、深圳四地的部分区域率先开展增值电信业务扩大对外开放试点工作。

试点地区
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 北京市服务业扩大开放综合示范区 ▪ 上海自由贸易试验区临港新片区及社会主义现代化建设引领区 ▪ 海南自由贸易港 ▪ 深圳中国特色社会主义先行示范区
试点内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 取消互联网数据中心（IDC）、内容分发网络（CDN）、互联网接入服务（ISP）、在线数据处理与交易处理，以及信息服务中信息发布平台和递送服务（互联网新闻信息、网络出版、网络视听、互联网文化经营除外）、信息保护和处理服务业务的外资股比限制。

一、最新中国法令

● 「資本項目外貨業務ガイドライン(2024年度版)」の通達に関する国家外貨管理局による通知

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯発〔2024〕12号
 【発布日】2024-04-12
 【実施日】2024-05-06
 【概要】今般の改正には、主に以下の内容が含まれる。

- 一部の業務取扱手続の原則を更に詳細化し、明確にした。例えば、国内企業がA株市場において転換社債を公開発行する際の外国出資者による応募時の手続状況等を新たに追加した。
- 最新の法規及び外貨行政许可等の政策文件の成果を取り入れ、関連する内容を更新した。例えば、クロスボーダー融資利便化外債調印登記及び資本項目デジタル化業務に関連する内容を新たに追加した。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0412/24226.html>

● 付加価値電信業務対外開放の拡大試行作業の展開に関する工業情報化部による通告

【発布機関】工業情報化部
 【発布番号】工信部通信函〔2024〕107号
 【発布日】2024-04-10
 【概要】工業情報化部は、北京、上海、海南、深圳という4地域の一部エリアにおいて付加価値電信業務対外開放の拡大試行作業を他の地域に先駆けて行うことを決定した。

試行エリア
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 北京市サービス業対外開放拡大総合モデル区 ▪ 上海自由貿易試験区臨港新エリア及び社会主義現代化建設を牽引するエリア ▪ 海南自由貿易港 ▪ 深圳中国特色社会主义先行モデル区
試行内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ インターネットデータセンター（IDC）、コンテンツデリバリーネットワーク（CDN）、インターネットサービスプロバイダー（ISP）、オンラインデータ処理及び取引処理、並びに情報サービスにおける発信プラットフォームと伝送サービス（インターネットニュース情報、ネット出版、ネット視聴、インターネット文化事業を除く）、情報保護と処理サービス業務における外資株比率の制限を廃止する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tg/art/2024/art_2326271e1b424e09b6e5924ad2948863.html

● 生态环境部发布《排污许可管理办法》

【发布单位】生态环境部
【发布文号】生态环境部令第 32 号
【发布日期】2024-04-08
【实施日期】2024-07-01
【内容提要】与《排污许可管理办法（试行）》（被废止）相比，该办法调整内容主要包括：

明确排污许可种类和管理范围
<ul style="list-style-type: none">根据污染物产生量、排放量、对环境的影响程度等因素，对企业事业单位和其他生产经营者实行排污许可重点管理、简化管理和排污登记管理。增加排污登记管理的专门条款，延伸排污许可管理广度。生态环境主管部门对排污单位的大气污染物、水污染物、<u>工业固体废物、工业噪声【增加】</u>等污染物排放行为实行综合许可管理。
强化排污许可证的执行
<ul style="list-style-type: none">排污单位应当按照排污许可证规定的执行报告内容、频次和时间要求，在全国排污许可证管理信息平台上填报、提交排污许可证执行报告。排污许可证应当作为排污权的确认凭证和排污权交易的管理载体。排污许可证执行情况应当作为环境影响后评价的重要依据。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk02/202404/t20240408_1070139.html

● 工业和信息化部等七部门关于印发推动工业领域设备更新实施方案的通知

【发布单位】工业和信息化部等七部门
【发布文号】工信部联规〔2024〕53 号
【发布日期】2024-04-09
【内容提要】该方案提出实施先进设备更新、数字化转型、绿色装备推广、本质安全水平提升四大行动。包括：

- 针对航空、光伏、动力电池等行业更新升级高端先进设备，在石化化工、医药、船舶、电子等重

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tg/art/2024/art_2326271e1b424e09b6e5924ad2948863.html

● 生态环境部が「汚染物質排出許可管理弁法」を公布した

【発布機関】生態環境部
【発布番号】生態環境部令第 32 号
【発布日】2024-04-08
【実施日】2024-07-01
【概要】「汚染物質排出許可管理弁法（試行）」（廃止済）と比べ、本弁法にて調整される内容には主に下記のものが含まれる。

汚染物質排出許可の種類と管理範囲を明確にした
<ul style="list-style-type: none">汚染物質の発生量、排出量、環境への影響の程度等の要素に基づき、企業や事業体及びその他生産经营者に対し汚染物質排出許可の重点管理、簡易化管理及び汚染物質排出登記管理を実施する。汚染物質排出登記管理に関する専門の条款を追加し、汚染物質排出管理対象範囲を拡げる。生態環境主管部門は、汚染物質排出組織による大気汚染物質、水質汚染物質、<u>工業固体廃棄物、工業噪音【追加】</u>等の汚染物質排出行為に対し、総合許可管理を実施する。
汚染物質排出許可証の実施を強化する
<ul style="list-style-type: none">汚染物質排出組織は、汚染物質排出許可証に定められた実施報告内容、頻度と期日の要求に従い、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出許可証の実施報告を記入し、提出しなければならない。汚染物質排出許可証は、汚染物質排出権の確認エビデンス及び汚染物質排出権取引の管理手段とする。汚染物質排出許可証の実施状況は、環境影響後評価の重要な根拠とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk02/202404/t20240408_1070139.html

● 工業分野における設備更新を推進するための実施方案通達に関する工業情報化部等 7 部門による通知

【発布機関】工業情報化部等 7 部門
【発布番号】工信部聯規〔2024〕53 号
【発布日】2024-04-09
【概要】本方案は、先端設備の更新、デジタル・トランスフォーメーション、エコ設備の普及、本質的な安全レベルの向上という四大行動を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

- 航空、太陽光発電、動力電池等の業界に対し、ハイエンド先端設備を更新グレードアップさせ、石油化学・化学

点行业更新升级试验检测设备。

- 推广应用智能制造装备，加快建设智能工厂，推动人工智能、5G、边缘计算等新技术在制造环节深度应用，加快工业互联网、物联网、5G、千兆光网等新型网络基础设施规模化部署。
- 把数字化智能化改造纳入税收优惠范围。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_3a8bb9999baa45039305de354c868244.html

● 上海市人民政府办公厅关于印发《上海市减轻企业负担支持中小企业发展若干政策措施》的通知

【发布单位】上海市人民政府办公厅

【发布文号】沪府办规〔2024〕4号

【发布日期】2024-03-29

【实施期间】2024-03-23 至 2024-12-31

【内容提要】该通知包括降低税费成本、用工成本、用能成本、融资成本四方面共计 20 条措施。其中包括：

- 自 2024 年 03 月起，阶段性降低职工基本医疗保险单位缴费费率 1 个百分点。
- 对符合条件的大型企业和中小微企业，分别按照不超过上年度实缴失业保险费的 30%和 60%返还。
- 失业保险继续执行 1%的缴费比例，其中单位缴费比例 0.5%、个人缴费比例 0.5%。一类至八类行业用人单位工伤保险基准费率在国家规定的行业基准费率基础上下调 20%。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240329/d47b9f7224ab41768ce6a0facc31d776.html>

● 上海市人力资源和社会保障局关于本市工伤保险若干问题的意见

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局

【发布文号】沪人社规〔2024〕6号

【发布日期】2024-03-28

【实施期间】2024-05-01 至 2029-04-30

【内容提要】该意见集中解决了如下问题：

- 用人单位注册地与生产经营地不在同一统筹地区的，从业人员工

工業、医薬、船舶、電子などの重点業界における試験検査設備を更新グレードアップさせる。

- 応用知能製造裝備を普及させ、スマートファクトリーの建設を加速し、人工知能、5G、エッジコンピューティング等の新技術の製造段階での掘り下げた活用を推し進め、工業インターネット、モノのインターネット、5G、F5G 等の新型ネットワークのインフラ大規模化配置作業を加速させる。
- デジタル化、知能化改革を租税優待範囲に組み入れる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_3a8bb9999baa45039305de354c868244.html

● 「上海市が企業負担を軽減し、中小企業の発展を後押しするための若干政策措置」の通達に関する上海市人民政府弁公庁による通知

【発布機関】上海市人民政府弁公庁

【発布番号】滬府弁規〔2024〕4号

【発布日】2024-03-29

【実施期間】2024-03-23 至 2024-12-31

【概要】本通知には租税コスト、人件費コスト、エネルギー利用コスト、融資コストを引下げる四つの分野における計 20 条の措置が含まれる。それには、以下の内容が含まれる。

- 2024 年 3 月から、段階的に従業員基本医療保険料の企業側納付料率を 1%引下げる。
- 対象となる大型企業及び中小規模、零細企業に対し、それぞれ前年度に実際に納付した失業保険料総額の 30%と 60%を超えない基準で返還する。
- 失業保険については、1%の納付料率を引続き実施する。その内、企業と個人の納付料率はそれぞれ 0.5%である。一類乃至八類業種の使用者の労災保険基準料率を現行の基準料率から 20%の下方調整を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240329/d47b9f7224ab41768ce6a0facc31d776.html>

● 上海市労災保険の若干事項に関する上海市人的資源社会保障局による意見

【発布機関】上海市人的資源社会保障局

【発布番号】滬人社規〔2024〕6号

【発布日】2024-03-28

【実施期間】2024-05-01 至 2029-04-30

【概要】本意見は以下の問題を集中的に解決した。

- 「使用者の登録地と生産事業場所が同一の統一計画地区にない場合、従

伤认定申请受理管辖如何确定？

- 工伤人员停工留薪期内原工资福利待遇如何确定？
- 工伤人员停工留薪期如何确定？
- 用人单位补缴工伤保险费后，从业人员发生的工伤保险待遇由谁承担？
- 用人单位未足额缴费导致工伤人员待遇降低的，是否应承担补差责任？
- 工伤人员哪种情况下可以转移工伤保险关系？

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://rsj.sh.gov.cn/tshbx_17729/20240409/t0035_1423453.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [国家税务总局、国家市场监督管理总局 2024 年立法计划](#)

日前，国家税务总局和国家市场监督管理总局分别公布了《[2024 年税务部门规章制定计划](#)》和 [2024 年度重点立法任务](#)。

- 《[2024 年税务部门规章制定计划](#)》共包括 4 件规章，其中包括：制定《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》。
- [2024 年度重点立法任务](#)包括：
 - 制修订公司法配套法规、企业公示信息抽查暂行办法、市场监督管理严重违法失信名单管理办法、产品质量法、认证认可条例、医疗器械管理法、特种设备安全监察条例等法规规章；
 - 推动已报审的反不正当竞争法、公平竞争审查条例等法律法规早日制修订出台。

(里兆律师事务所 2024 年 04 月 12 日编写)

業員の労災認定申請の受理管轄をどのように確定するか。

- 労災にあった従業員の有給傷病休暇期間内のおとの給与・福利厚生をどのように確定するか。
- 労災にあった従業員の有給傷病休暇期間をどのように確定するか。
- 使用者が労災保険料を追納した後、従業員に発生する労災保険待遇は誰が負担するか。
- 使用者の納付額が足りなかったことで労災にあった従業員の待遇が引き下げられた場合、差額の補填責任を負うべきか。
- 労災にあった従業員は、どのような状況のもとで労災保険関係を移すことができるのか。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://rsj.sh.gov.cn/tshbx_17729/20240409/t0035_1423453.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [国家稅務總局、國家市場監督管理總局的 2024 年立法計畫](#)

先頃、国家稅務總局と国家市場監督管理總局は、[「2024 年稅務部門規則制定計畫」](#)、[2024 年度重点立法任務](#)をそれぞれ公布した。

- 「[2024 年稅務部門規則制定計畫](#)」には計 4 つの規則が含まれ、それには、「[個人所得稅綜合所得的確定申告管理弁法](#)」の制定が含まれる。
- [2024 年度重点立法任務](#)に含まれるのは以下の通りである。
 - 会社法関連法規、企业公示情報抜取検査暫定弁法、市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法、製品品質法、認証認可条例、医療器械管理法、特種設備安全監察条例等の法規規則の制定、改正作業。
 - すでに審議に回付されている不正競争防止法、公平竞争审查条例等の法律法規の早期制定、改正、公布を推し進める。

(里兆法律事務所 2024 年 4 月 12 日付で作成)

- [最高人民法院发布第四批法答网精选问答](#)

日前，最高人民法院发布[第四批法答网精选问答](#)。本批问答共 5 件，涉及实际借款人涉嫌贷款诈骗罪时借款合同效力，债权人代位权与仲裁协议的关系等问题。

(里兆律师事务所 2024 年 04 月 12 日编写)

三、里兆解读

- [重要数据与关键信息基础设施：数据跨境流动语境下的法律关系简析](#)

内容提要：

[《促进和规范数据跨境流动规定》](#)于 2024 年 3 月 22 日正式发布。重要数据与关键信息基础设施运营者是该规定中的一组核心概念，构成了在确保数据安全基础上促进数据跨境流动的重要屏障。从重要数据与关键信息基础设施的概念比对角度来理解该规定，有利于促进中国数据跨境流动相关法规的准确适用。

全文：

在经历了近半年的征求意见之后，《促进和规范数据跨境流动规定》于 2024 年 3 月 22 日正式发布实施。《促进和规范数据跨境流动规定》在[《数据出境安全评估办法》](#)、[《个人信息出境标准合同办法》](#)等规定基础上，对中国数据跨境流动的规制事项和措施进行了优化和调整，大幅减轻了企业的数据合规义务，进一步提升了我国的企业营商环境，体现了中国数据跨境流动规制方向的重要变革。

《促进和规范数据跨境流动规定》明确要求所有数据处理者都应准确识别和申报重要数据，并特别规定了关键信息基础设施运营者在向境外提供数据时应承担的义务和责任。由此，一方面，企业如被认定为关键信息基础设施运营者，同时负有作为关键信息基础设施运营者和重要数据处理者的特殊数据处理义务；另一方面，企业如未被认定为关键信息基础设施运营者，则也有可能成为重要数据处理者，并需要特别关注和妥为处理来自作为关键信息基础设施运营者的交易对手、合作伙伴等（简称“交易对象”）的数据。由于关键信息基础设施是关键信息基础设施运营者的识别前提，且与重要数据的识别存在一定的重合，本文旨在通过梳理与重要数据、关键信息基础设施有关的现行法律规定，以帮助企业有效识别重要数据与关键信息基础设施运

- [最高人民法院は、「法律相談・交流サイト」に寄せられた質疑応答内容のうち、参考となるものを掲載している\(第四陣\)](#)

先頃、最高人民法院は「[法律相談・交流サイト](#)」に寄せられた質疑応答内容のうち、参考となるものを掲載している(第四陣)。今般の質疑応答には計 5 つの質疑応答が含まれ、実際の借り手がローン詐欺罪の疑いがある場合の貸付契約書の効力、債権者の代位権と仲裁合意との関係などの問題に言及している。

(里兆法律事務所 2024 年 4 月 12 日付で作成)

三、里兆解説

- [重要データと重要情報インフラ：データ越境流動の文脈における法的関係を簡潔に考察する](#)

概要：

[「データ越境流動の促進と規範化についての規定」](#)が 2024 年 3 月 22 日に正式に発布された。重要データと重要情報インフラ運営者は、本規定における 1 組の基幹的概念であり、データの安全を確保しながら、データの越境流動を促進するうえでの重要な仕切りを構築している。重要データと重要情報インフラの概念を比較しながら本規定を理解することは、中国のデータ越境流動関連法規の正確な適用を促すうえで有益である。

本文：

半年近い意見募集期間を経て、「データ越境流動の促進と規範化についての規定」が 2024 年 3 月 22 日に正式に発布、施行された。「データ越境流動の促進と規範化についての規定」は、「[データ越境安全評価弁法](#)」、[個人情報越境標準契約弁法](#)などの規定の基礎の上に、中国データ越境流動の規制事項と措置に対して最適化と調整を行い、企業のデータコンプライアンス義務を大幅に軽減し、中国の企業ビジネス環境をさらに向上させ、中国データ越境流動規制ガイドラインの重要な変革を具現化している。

「データ越境流動の促進と規範化についての規定」は、すべてのデータ取扱者がいずれも重要データを正確に識別し、申告しなければならないことを明確に要求し、且つ重要情報インフラ運営者が国外にデータを提供する際に負うべき義務と責任を特別に定めている。これにより、企業が重要情報インフラ運営者として認定された場合には、重要情報インフラ運営者と重要データ取扱者としての特別なデータ取扱義務を同時に負うことになり、もしも企業が重要情報インフラ運営者として認定されていなければ、重要データ取扱者になる可能性があり且つ重要情報インフラ運営者である取引相手、パートナーなど（「取引相手」と略称する）からのデータにとりわけ注意を払い、適切に取扱う必要がある。重要情報インフラは重要情報インフラ運営者の識別の前提であり、且つ重要データの識別ともある程度において一致しており、本文で

营者，从而更好地履行数据安全合规义务。

一、重要数据与关键信息基础设施的互动

起初，《[网络安全法](#)》仅规定了关键信息基础设施运营者在处理和向境外提供重要数据时的特别义务¹，并未关注关键信息基础设施运营者以外的数据处理器对于重要数据的保护义务。2021 年出台的[《数据安全法》](#)则授权国家网信部门会同国务院有关部门制定适用于其他数据处理器收集和产生的重要数据的出境安全管理办法，在立法层面填补了这一空缺。之后，国家互联网信息办公室在 2022 年出台的[《数据出境安全评估办法》](#)明确了所有数据处理器（包括关键信息基础设施运营者以外的其他数据处理器）向境外提供重要数据均需进行数据出境安全评估。

《数据出境安全评估办法》首次对“重要数据”做出了定义，明确其是指一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用等，可能危害国家安全、经济运行、社会稳定、公共健康和安全等的数据。从该定义可以看出，重要数据强调对于国家安全、公共利益的特别保护，这与关键信息基础设施所保护的法益存在重合。根据[《关键信息基础设施安全保护条例》](#)（简称“《安全保护条例》”）第二条，“关键信息基础设施”是指公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务、国防科技工业等重要行业和领域的，以及其他一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的重要网络设施、信息系统等。

根据上述定义，关键信息基础设施由于涉及国家重要行业和领域，其牵涉的数据大多对国家安全、公共利益具有重要影响，构成重要数据的重要来源之一。但是，关键信息基础设施运营者处理的所有数据并非都是重要数据，只有其中与国家安全、公共利益保护相关的数据才成为重要数据，如体现关键信息基础设施的网络安全保护，可用于对关键信息基础设施实施网络攻击的相关数据。此外，重要数据的界定并非局限于特定的重要行业和领域，更强调结果意义上对于相关法益的特别保护。因此，非关键信息基础设施运营者也有可能持有重要数据，如记录历史文化遗产的数据，描述国际贸易中特殊物项生产交易的数据等。

二、重要数据与关键信息基础设施的识别

は、重要データ、重要情報インフラに関する現行の法律規定を整理することにより、企業が重要データと重要情報インフラ運営者を効果的に識別することを助け、それによってデータセキュリティコンプライアンス義務がよりよく履行されることを目的としている。

一、重要データと重要情報インフラの相互作用

当初、[「サイバーセキュリティ法」](#)は重要情報インフラ運営者が重要データを取扱い、国外に提供する際の特別な義務¹のみを定めており、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者の重要データに対する保護義務は定めていなかった。2021 年に公布された[「データセキュリティ法」](#)は、国务院の関係部門とともに他のデータ取扱者が収集し、生成した重要データに適用する越境安全管理弁法を制定する権限を国家インターネット情報部門に与え、立法面でその穴を埋めた。その後、国家インターネット情報弁公室が 2022 年に公布した[「データ越境安全評価弁法」](#)は、すべてのデータ取扱者（重要情報インフラ運営者以外の他のデータ取扱者を含む）が国外に重要データを提供する際にはデータ越境安全評価を行う必要があることを明確にした。

「データ越境安全評価弁法」は初めて「重要データ」に対して定義を行い、それは一旦改ざん、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用などがなされると、国家の安全、経済の運営、社会の安定、公共の健康と安全などに危害を及ぼし得るデータであることを明確にした。本定義から、重要データは、国家の安全、公共の利益に対する特別な保護を強調しており、これは重要情報インフラの保護されている法益とも一致していることがわかる。[「重要情報インフラ安全保護条例」](#)（「安全保護条例」と略称する）第 2 条によると、「重要情報インフラ」とは、公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術産業などの重要な業界と分野における、また、その他破壊、機能喪失、データ漏洩が発生すると、国家の安全、国家の経済と人々の暮らし、公共の利益に深刻な危害を及ぼし得る重要なネットワーク施設、情報システムなどをいうとしている。

上記の定義によると、重要情報インフラは国家の重要な業界と分野に係るため、その関連するデータの多くは国家の安全、公共の利益に重要な影響を与え、重要データの重要な出処の 1 つを構成している。しかし、重要情報インフラ運営者が取扱うすべてのデータは必ずしも全部が重要データとは限らず、その中の国家の安全、公共の利益の保護に係るデータだけが重要データとなり、例えば、重要情報インフラのサイバーセキュリティ保護を体現し、重要情報インフラに対するサイバー攻撃の実施に使用することのできる関連データ等である。また、重要データの定義は特定の重要な業界や分野に限定されるものではなく、結果的意味から関連する法益に対しての特別な保護をより強調している。そのため、非重要情報インフラ運営者も重要データを保有している可能性があり、例えば、歴史文化遺産を記録しているデータ、国際貿易における特定品目の生産と取引を記述しているデータなどである。

二、重要データと重要情報インフラの識別

国家数据安全政策一直将关键信息基础设施的安全保护和重要数据的安全可控作为两大关注焦点。这意味着，关键信息基础设施运营者和重要数据处理者被赋予更为严格的安全保护义务和监管要求。但如前文所述，关键信息基础设施运营者和重要数据处理者并不是可以互换的概念，需要区分处理，下表通过对比整理的方式，试图从关键信息基础设施与重要数据的识别认定、主体义务等角度，为企业提供一个新的识别视角。

	关键信息基础设施	重要数据
认定部门	所涉行业和领域的主管部门、监督管理部门负责认定本行业内的关键信息基础设施，并且认定结果需通报国务院公安部门 ² 。	各地区、各部门确定本地区、本部门以及相关行业、领域的重要数据具体目录， ³ 重要数据的处理者，应当在识别其重要数据后的十五个工作日内向设区的市级网信部门备案。
所涉行业/领域	公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务、国防科技工业等重要行业和领域	国家政治、国土、军事、经济、文化、社会、科技、生态、资源、核设施、海外利益、生物、太空、极地、深海等
保护法益	国家安全、公共利益	国家安全、公共利益 ⁴
运营者/处理者的特殊义务	运营者应当设置专门安全管理机构，并对该机构负责人和关键岗位人员进行安全背景审查。	处理者需要明确数据安全负责人和管理机构，并落实数据安全保护责任。
	运营者应当自行或者委托网络安全服务机构对关键信息基础设施每年至少进行一次网络安全检测和风险评估，对发现的安全问题及时整改，并按照保护工作部门要求报送情况。	处理者需要对其数据处理活动定期开展风险评估 ⁵ ，并向主管部门进行报送风险评估报告。

国家データセキュリティ政策は、重要情報インフラのセキュリティ保護と重要データのセキュリティ制御を2大注目ポイントとしている。これは、重要情報インフラ運営者と重要データ取扱者がより厳格なセキュリティ保護義務と監督管理要求が課されていることを意味している。しかし、前述したように、重要情報インフラ運営者と重要データ取扱者は互換性のある概念ではなく、区別して取扱う必要があり、下表は、比較し整理することで、重要情報インフラと重要データの識別認定、主体義務などの視点から、新たな識別の観点を提供しよう試みるものである。

	重要情報インフラ	重要データ
認定部門	係る業界と分野の主管部門、監督管理部門は、業界内の重要情報インフラを認定する責任を負い、且つ認定結果は国务院公安部门に報告しなければならない ² 。	各地域、各部門は本地域、本部門及び係る業界、分野の重要データの具体的なリストを作成し、 ³ 重要データの取扱者は、その重要データを識別した後の15営業日以内に区を設置する市級のインターネット情報部門に届出なければならない。
係る業界/分野	公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業などの重要な業界と分野	国家政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、海外利益、生物、宇宙、極地、深海など
法益(法によって保護される利益)	国家の安全、公共の利益	国家の安全、公共の利益 ⁴
運営者/取扱者の特別義務	運営者は、専門的なセキュリティ管理機構を設置し、当該機構の責任者と重要な部署の人員に対し安全バックグラウンドチェックを行わなければならない。	取扱者は、データセキュリティ責任者と管理機構を明確にし、データセキュリティ保護責任を遂行しなければならない。
	運営者は、自ら又はデータセキュリティサービス機構に委託して、重要情報インフラに対して、毎年少なくとも1回のサイバーセキュリティ検査とリスク評価を行い、発見されたセキュリティ問題を遅滞なく是正し、保護作業部門の要求に従って状況を報告しなければならない。	取扱者はデータ取扱活動に対して定期的にリスク評価を行い ⁵ 、主管部门にリスク評価報告書を報告しなければならない。

运营者向境外提供重要数据和个人信息的，应通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估。	处理者向境外提供重要数据的，应通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估。
运营者发生合并、分立、解散等情况，应及时报告保护工作部门，并按要求对关键信息基础设施进行处置，确保安全。	处理者发生合并、重组、分立等情况的，数据接收方应继续履行数据安全保护义务，且应向设区的市级主管部门报告 ⁶ 。
关键信息基础设施发生重大网络安全事件或者发现重大网络安全威胁时，运营者应当向保护工作部门、公安机关报告。	发生重大数据泄露、毁损、丢失等数据安全事件时，数据处理者应当履行以下义务：（一）在发生安全事件的八小时内向设区的市级网信部门和有关主管部门报告事件基本信息；（二）在事件处置完毕后五个工作日内向设区的市级网信部门和有关主管部门报送调查评估报告 ⁷ 。
运营者采购网络产品和服务时采取保密措施，可能影响国家安全的，应通过安全审查。	处理重要数据的系统原则上应满足三级以上网络安全等级保护 ⁸ 和关键信息基础设施安全保护要求 ⁹ 。

（备注：上述内容仅是不完整整理，企业在处理相关事宜仍需全面关注现行有效的监管规定。）

通过上表分析，基于关键信息基础设施名单的非公开性及认定通知制，除非交易对象主动披露，企业较难准确判断交易对象是否属于关键信息基础设施运营者。作为替代方案，可以从关键信息基础设施认定规则来识别。根据《关键信息基础设施确定指南（试行）》，可从关键业务、确定支撑关键业务的信息系统或工业控制系统、关键业务对信息系统或工业控制系统的依赖程度或可能造成的损失三方面来判断。对此，从简便易操作的角度，企业可

运营者が国外に重要データと個人情報を提供する場合、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ越境安全評価を申告しなければならない。	取扱者が国外に重要データを提供する場合、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ越境安全評価を申告しなければならない。
運営者は合併、分割、解散などの状況が発生する場合、保護作業部門に遅滞なく報告し、要求に応じて重要情報インフラに対処し、安全を確保しなければならない。	取扱者は合併、再編、分割などの状況が発生する場合、データ受領者はデータセキュリティ保護義務を引き続き履行し、且つ区を設置する市級の主管部門に報告しなければならない ⁶ 。
重要情報インフラに重大なサイバーセキュリティ事件が発生し、又は重大なサイバーセキュリティ上の脅威が発見された場合、運営者は保護作業部門、公安機関に報告しなければならない。	重要データの漏洩、破損、紛失などのデータセキュリティ事件が発生した場合、データ取扱者は以下の義務を履行しなければならない。（一）セキュリティ事件が発生してから8時間以内に区を設置する市級のインターネット情報部門と関係主管部門に事件の基本情報を報告する。（二）事件の処理が終わってから5営業日以内に区を設置する市級のインターネット情報部門と関係主管部門に調査評価報告書を提出する ⁷ 。
運営者がネットワーク製品やサービスを購入する際に秘密保持措置を施し、国家の安全に影響を与える可能性がある場合は、安全審査を通過しなければならない。	重要データを取扱うシステムは、原則として3級以上のサイバーセキュリティ等級保護 ⁸ と重要情報インフラセキュリティ保護要求を満たさなければならない ⁹ 。

（備考：上記の内容はおおよそ整理したにすぎず、企業が関連事項を取扱う際には現行の有効な監督管理規定に全面的に注意を払う必要がある。）

上表での分析から、重要情報インフラリストの非公開性と認定通知制に基づき、取引相手から自主的に開示されない限り、企業は取引相手が重要情報インフラ運営者に属するかどうかを正確に判断することは難しい。代替案としては、重要情報インフラ認定規則から識別することができる。「重要情報インフラ確定ガイドライン（试行）」に基づき、重要業務、重要業務を支える情報システム又は工業制御システム、重要業務の情報システム又は工業制御システムへの依存度又は発生し得る損失

以根据《关键信息基础设施确定指南（试行）》中公示的关键业务参考表在交易中进行大致判断，避免上表中所述关键信息基础设施所涉行业/领域下的关键业务。

不同于关键信息基础设施是由主管部门被动告知，数据处理者在主管部门告知为重要数据的情形之外，更负有主动根据相关规定识别、申报重要数据的义务。对此，针对已发布重要数据目录的行业/领域，企业需根据该现有目录比照适用。而针对尚未发布重要数据目录的行业/领域，企业亦可首先从行业/领域角度进行判断，尽量避免触及如公共通信、公共经济、党政军行业等。此外，重要数据一般为上述行业/领域内的技术信息，涉及核心业务的数据等。值得一提的是，2024年3月15日，国家标准 GB/T 43697-2024《[数据安全 数据分类分级规则](#)》发布。该国家标准的附录 G 提出了重要数据识别指南，进一步为企业识别重要数据识别提供了一般性方法论。

三、重要数据与关键信息基础设施运营者的数据处理义务

通过上述分析，重要数据作为一类涉及国家安全与公共利益的数据类型，其处理者肩负着特殊的数据处理义务。而关键信息基础设施运营者作为一类特殊的数据处理者，其运营者不仅需关注关键信息基础设施所产生的重要数据保护，同时仍需切实履行这一特殊身份所赋予的安全保护义务。例如，除重要数据外，被认定为关键信息基础设施运营者的企业向境外提供个人信息的，亦应当申报数据出境安全评估。但对于关键信息基础设施运营者以外的企业，《促进和规范数据跨境流动规定》针对个人信息的处理量分别设置了不同的安全保护要求。¹⁰

（作者：里兆律师事务所 裴德宝、陈晓鸣、陈昕）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [数据跨境流动新规及个人信息出境合同备案](#)
- [依据新《公司法》、《外商投资法》等启动修改合资合同、公司章程](#)

という3つの方面から判断することができる。これについては、簡便で操作しやすいという視点から、企業は「重要情報インフラ確定ガイドライン（試行）」において開示された重要業務参考リストに基づいて取引の中で大凡の判断を行い、上表にいう重要情報インフラに関わる業界/分野における重要業務を回避することができる。

重要情報インフラが主管部門から告知されるのとは異なり、データ取扱者は主管部門から重要データとして告知された状況に加え、関連規定に基づき重要データを自主的に識別し、申告する義務を負っている。これについては、重要データリストがすでに発布されている業界/分野に対し、企業は既存のリストに照らして適用する必要がある。重要データリストがまだ発布されていない業界/分野に対しては、企業はまず業界/分野の角度から判断し、公共通信、公共経済、党・政府・軍事業界などにはなるべく触れないようにするのがよい。また、重要データは一般的に上述の業界/分野内の技術情報であり、コア業務に関するデータなどが含まれる。注目すべきは、2024年3月15日、国家标准 GB/T 43697-2024「[データセキュリティ技術 データ分類・等級付け規則](#)」が発布されたことである。本国家標準の付録 G では、重要データ識別ガイドラインを打ち出し、企業が重要データを識別するうえでのさらなる一般的な方法論を提供している。

三、重要データと重要情報インフラ運営者のデータ取扱義務

以上の分析から、重要データは国家の安全と公共の利益に係るデータの類型として、その取扱者は特別なデータ取扱義務を負っている。重要情報インフラ運営者はある種の特別なデータ取扱者として、当該運営者は重要情報インフラから生成される重要データの保護に注目するだけでなく、この特別な立場に与えられたセキュリティ保護義務を確実に履行しなければならない。例えば、重要データのほか、重要情報インフラ運営者として認定された企業が国外に個人情報を提供する場合には、データ越境安全評価も申告しなければならない。ただし、重要情報インフラ運営者以外の企業に対しては、「データ越境流動の促進と規範化についての規定」において個人情報の取扱量に基づき、それぞれ異なるセキュリティ要求が設定されている。¹⁰

（作者：里兆法律事務所 裴德宝、陈晓鸣、陈昕）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [データ越境流通に関する新規定及び個人情報越境移転契約の届出](#)
- [新「会社法」、「外商投資法」などに基づく、合併契約、会社定款の修正の開始](#)

1 《网络安全法》第三十七条，关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

1 「サイバーセキュリティ法」第 37 条、重要情報インフラ運営者が中華人民共和国国内での運営中に収集し、生成された個人情報と重要データは国内に保存しなければならない。業務上の必要により、国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報部門が國務院の關係部門とともに制定した弁法に基づいて安全評価を行わなければならない。法律、行政法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。

2 目前，国家未从公开渠道公布被认定为关键信息基础设施的名单，仅被通知的运营者自身知晓。

2 現在、国は公開ルートで重要情報インフラリストを公表しておらず、通知を受けた運営者自身だけがそれを知っている。

3 目前仅有极少数行业如汽车及基础电信行业（中国电信、中国联通、中国移动和中国广电）对其行业领域重要数据的范围进行了明确。总体而言，重要数据的界定范围比较模糊。但根据《促进和规范数据跨境流动规定》第二条，未被相关部门、地区告知或者公开发布为重要数据的，数据处理者不需要作为重要数据申报数据出境安全评估。该规定符合监管实际现状，为企业应对尚无法明确的重要数据留有一定操作空间。

3 現在、自動車及び基礎電通信業界（チャイナテレコム、チャイナユニコム、チャイナモバイル、チャイナブロードネット）などのごく少数の業界だけがその業界分野の重要データの範囲を明確にしている。全体的に、重要データの範囲はあいまいである。しかし、「データ越境流動の促進と規範化についての規定」第 2 条に基づき、関連部門、地域から重要データとして告知せず、又は公布されていない場合、データ取扱者は重要データとして申告する必要はない。本規定は監督管理の実際の現状に合致し、企業に対しまだ明確になっていない重要データに対応するための取扱上の一定の余地を与えるものである。

4 《汽车数据安全若干规定（试行）》与《工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）》中均提出重要数据是指“一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，可能危害国家安全、公共利益或者个人、组织合法权益的数据”，虽然上述概念中提及重要数据可能影响个人或组织合法权益，但实务操作中仅影响组织自身或公民个体合法权益的数据一般不作为重要数据。

4 「自動車データセキュリティ管理についての若干規定（試行）」と「工業情報化分野のデータセキュリティ管理弁法（試行）」において、いずれも重要データとは、「ひとたび改竄、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用されると、国家の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的權益に危害を及ぼし得るデータ」を指すとされ、上述の概念においては重要データが個人又は組織の合法的權益に影響を与える可能性に言及しているが、実務運用上は、組織自ら又は公民の個人の合法的權益に影響を与えるだけのデータは一般的に重要データとして扱われていない。

5 关于重要数据处理者开展风险评估的时间要求，目前《工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）》及《网络数据安全条例（征求意见稿）》中均提出重要处理者应当自行或者委托数据安全服务机构每年开展一次数据安全评估，后者更是明确提出处理者需在每年 1 月 31 日前将上一年度数据安全评估报告报设区的市级网信部门。

5 重要データ取扱者がリスク評価を実施するための期限要求について、現在の「工業情報化分野のデータセキュリティ管理弁法（試行）」及び「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」では、重要データ取扱者が自ら又はデータセキュリティサービス機構に委託して、毎年 1 回データセキュリティ評価を実施すべきことを提唱しており、後者は更に取扱者が毎年 1 月 31 日までに前年度のデータセキュリティ評価報告書を区を設置する市級のインターネット情報部門に提出しなければならないことを明確に提唱している。

6 《网络数据安全条例（征求意见稿）》第十四条（因前述规定暂未出台正式有效文本，该义务要求仅供企业参考）

6 「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」第 14 条（前記規定はまだ正式な有効文書が發布されていないため、当該義務要求は企業の参考までに供するものである）

7 《网络数据安全条例（征求意见稿）》第十一条（因前述规定暂未出台正式有效文本，该义务要求仅供企业参考）

7 「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」第 11 条（前記規定はまだ正式な有効文書が發布されていないため、当該義務要求は企業の参考までに供するものである）

8 根据《信息安全技术 网络安全等级保护基本要求》，第三级安全要求是国家对非银行机构的最高级认证，属于“监管级别”，由国家信息安全监管部门进行监督、检查，认证。

8 「情報セキュリティ技術 サイバーセキュリティ等級保護基本要求」によると、第 3 級セキュリティ要求は非銀行機構に対する国家の最上級認証であり、「監督管理等級」に該当し、国家情報セキュリティ監督管理部門が監督、検査、認証を行う。

9 《网络数据安全条例（征求意见稿）》第九条第二款及《信息安全技术 重要数据处理安全要求（征求意见稿）》第 4.1 条（因前述规定暂未出台正式有效文本，该义务要求仅供企业参考）。

9 「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」第 9 条第 2 項及び「情報セキュリティ技術 重要データ取扱セキュリティ要求（意見募集案）」第 4.1 条（前記規定はまだ正式な有効文書が發布されていないため、当該義務要求は企業の参考までに供するものである）

10 《促进和规范数据跨境流动规定》第七条，数据处理者向境外提供数据，符合下列条件之一的，应当通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估：……（二）关键信息基础设施运营者以外的数据处理者向境外提供重要数据，或者自当年 1 月 1 日起累计向境外提供 100 万人以上个人信息（不含敏感个人信息）或者 1 万人以上敏感个人信息。第八条，关键信息基础设施运营者以外的数据处理者自当年 1 月 1 日起累计向境外提供 10 万人以上、不满 100 万人个人信息（不含敏感个人信息）或者不满 1 万人敏感个人信息的，应当依法与境外接收方订立个人信息出境标准合同或者通过个人信息保护认证。

10 「データ越境流動の促進と規範化についての規定」第 7 条、データ取扱者は国外にデータを提供し、以下の条件のいずれか 1 つを満たす場合、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ越境安全評価を申告しなければならない。…（二）重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者は国外に重要データを提供し、又は同年 1 月 1 日から累計 100 万人以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）又は 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供する場合。第 8 条、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が同年 1 月 1 日から累計 10 万人以上、100 万人未満の個人情報（機微な個人情報を含まない）又は 1 万人未満の機微な個人情報を国外に提供する場合、法に基づいて国外受領者と個人情報越境標準契約を締結し、又は個人情報保護認証を通過しなければならない。